

令和4年度只見町克雪対策事業補助金のご案内



町では、雪に負けない暮らしづくりを推進するため、住宅等に対し克雪対策事業を行う方に補助金を交付します。

また、除雪路線となっている道路に面した車庫・倉庫等で道路に雪が落ちない様に雪止めを設置したり、屋根改良（片屋根）により落雪しない改良となるものも補助対象となります。

※（補助対象物件は、これから工事を実施する予定のものに限定されます。すでに実施済み又は工事中のものは対象となりませんのであらかじめご了承ください。）

■ 補助金の対象工事及び補助金の額

補助の対象となる工事は、「屋根改良事業」と「屋根融雪設備設置事業」と「屋根塗装事業」と「住宅周囲融雪設備設置事業」と「危険屋根雪止め設置事業」と「危険屋根改良事業（片屋根）」及び「冬期孤立住宅解消事業」の7種類で、それぞれ該当する内容と補助金額が変わります。

事業	内容	補助額
屋根改良事業	屋根の葺き替えをする工事又はトタン等の屋根であって克雪のために屋根を改良する工事。	屋根改良工事費の2分の1以内で30万円を限度。 ※要援護世帯は50万円限度
屋根融雪設備設置事業	専用住宅において、屋根に融雪設備を設置する工事。	屋根融雪設備工事の2分の1以内で30万円を限度。 ※要援護世帯は50万円限度
屋根塗装事業	専用住宅等において、屋根の塗替えをする工事。（原則、色は濃茶です） （補助は1回限りです）	屋根塗装工事費の2分の1以内で15万円を限度。 ※要援護世帯は25万円限度
住宅周囲融雪設備設置事業	専用住宅等において、住宅の周囲（主要な国・県・町道に接続する私道を含む）融雪設備を設置する工事。	住宅周囲融雪設備設置工事費の2分の1以内で30万円を限度。 ※要援護世帯は50万円限度
危険屋根雪止め設置事業	車庫・倉庫等に雪止めを設置する工事。	工事費の2分の1以内で10万円限度
危険屋根改良（片屋根）事業	車庫・倉庫等が除雪する道路に面し、屋根からの雪が道路等に落ち、通行等に支障が生じる危険な状態の建物の屋根改良（片屋根）により道路に落雪しない構造にする工事。	危険屋根改良（片屋根）工事費の2分の1以内で30万円を限度。 ※要援護世帯は50万円限度 【併用の場合は半分の額が限度】 事業別に見積書の提出が必要
冬期孤立住宅解消事業	専用住宅等において、除雪路線から住宅玄関までの距離が20m以上離れている場合、玄関から除雪路線道路までの間の融雪設備を設置する工事。	冬期孤立住宅解消工事費の2分の1以内で100万円を限度。 ※要援護世帯は120万円限度

【要援護世帯】 要援護世帯は以下の通りです。	
高齢者世帯	1 世帯全員が満 65 歳以上の者のみで構成されている世帯（1 人暮らしを含む。） 2 満65歳以上の高齢者及び義務教育終了前の児童のみで構成されている世帯
障害者世帯	1 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表に定める障害の等級別が 1 級から 4 級までの障害者のいる世帯 2 精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の級別が 1 級又は 2 級の障害者のいる世帯 3 療育手帳制度の A 又は B の障害者のいる世帯
父子又は母子世帯	配偶者のいない男子又は女子及び義務教育終了前の児童のみで構成されている世帯

■ 申請にあたって

◇申請方法

農林建設課建設係に申し込み書類等を準備しておりますので事前に電話等連絡の上ご相談ください。
 ※補助金の適正な支出を行うため、細かい制約事項や、図面や写真その他書類提出が必要ですので
 予めご了承ください。

◇申請の受付期間

今年度の受付期間は、令和4年4月27日（水）から令和4年5月20日（金）までとなります。
 なお、補助の対象となった事業は令和5年1月31日までに完了し、実績報告書を提出していただく事
 となります。

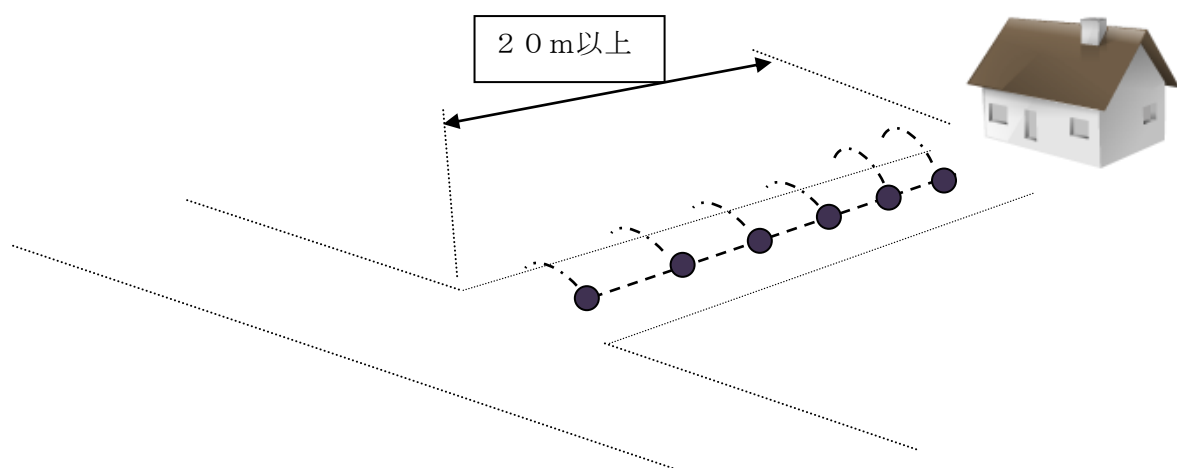
※申請書提出時及び完了時には、職員による現地確認を行いますのでご協力をお願いします。

※この補助金は皆様方の町税を活用した補助事業ですので町内事業者の活性化に寄与する事と、施工
 後の善良な管理をお願いするため、契約相手先を町内業者でお願いしています。

■「冬期孤立住宅解消事業」（実施例）

地下水等を利用した通路への消雪設備の設置など（舗装、配管設備含む）

※除雪路線から玄関までの距離が 20m 以上離れていること。



●お問い合わせ先

農林建設課 建設係 TEL：82-5270 FAX：82-2845